

**「高等教育の修学支援新制度」
本学入学時ご利用予定の受験生の皆様へ**

2020年4月から始まる「高等教育の修学支援新制度」について、本学は文部科学省から支援措置の対象機関として確認されました。この制度の利用をお考えの受験生の方が、本学へ入学手続きをされる際の対応は、次のとおりです。

1. 入学手続き時に高等教育の修学支援新制度をご利用できる方

現在在学中の高校で「日本学生支援機構の給付奨学金」の予約申し込みを行い採用された方。

※ 貸与奨学金のみ採用の方は、今回の修学支援新制度の対象ではありません。

※ 高校で予約をされず、新たに修学支援新制度の申し込みを検討されている方は、入学後の手続きとなります。入学手続要項に記載の納入期間までに手続きをしてください。

2. 入学金の取扱いについて

入学金は期日までに全額納付していただきます。本学へ入学後、修学支援新制度の手続きを行い、減免金額が確定した時点で、申請の方々に応じた減免額を指定口座に入金します。入金時期は、6月以降を予定しています。

ただし、本学への入学を辞退された場合には、入学金は返金いたしません。

3. 授業料等の取扱いについて

授業料等に関しては、「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」（A様式1）（以下、「認定に関する申請書」といいます。）および日本学生支援機構からの「採用候補者決定通知【進学先提出用】のコピー（表）」の提出をもって、納付時期について配慮いたします。

本学へ入学後、修学支援新制度の手続きを行い、正式に減免が認定された時点で、授業料等と減免額の差額金を納付していただきます。5月中に差額金納付書を発送し、納付期間は、おおむね1か月間を予定しています。

4. 高等教育の修学支援新制度の認定に関する申請書の提出手続きについて

(1) 提出期限 合格通知書に同封の「高等教育の修学支援新制度を利用予定（予約採用）の皆様へ」をご確認ください。

(2) 提出書類

① 認定に関する申請書（A様式1・合格通知書に同封されます）

② 採用候補者決定通知【進学先提出用】のコピー（表面のみ。日本学生支援機構からのもの）

5. お問い合わせ先

北海学園大学 代表電話 011-841-1161

入学手続き関係、授業料の納入延期について

入試部入試課 内線 2213

修学支援新制度における入学金・授業料の減免について

事務部会計課 内線 2209

入学後、新たに修学支援新制度の
申し込みを考えている場合

学生部学生課 内線 2233